

富士市 障害者控除対象者の認定制度

☀ 認定制度の内容

所得税や住民税（市民税・県民税）の算定のもととなる、所得の控除を受けるための障害者控除対象者認定書（または特別障害者控除対象者認定書）を交付します。

☀ 対象者

認定基準日において65歳以上で、以下の①または②に当てはまる方

※認定基準日は、控除の対象となる年の12月31日ですが、対象となる方が年の途中でお亡くなりになった場合は、お亡くなりになった日が認定基準日となります。

①要介護・要支援認定を受けている方で、主治医意見書における日常生活の自立度判定が寝たきり（A2・B・C）又は認知症（Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・M）のいずれかに該当する方

日常生活の自立度判定 （主治医意見書）		寝たきり		
		自立・J・A1	A2・B1	B2・C
認知症	自立・I	障害者		特別障害者
	Ⅱ・Ⅲ			
	Ⅳ・M			

※認定基準日とその有効期間に含む要介護・要支援認定のうち最新の情報に基づき判定します。

②要介護・要支援認定を受けていない方で、6カ月以上寝たきりの状態にある方
（医療機関に入院しているなど、寝たきりの状態が証明できる方）

※「障害者」と「特別障害者」では、控除額が異なります。

※既に身体障害者手帳等の交付を受け、障害者控除対象者となっている方でも、特別障害者に該当する場合には、「特別障害者控除対象者認定書」の交付の対象となります。

☀ 利用について

- 税の申告で必要となる方は、介護保険課に申請書を提出してください。
- 寝たきりまたは認知症の状態を審査し、該当する場合は申請日から1～2週間程度で申請者に認定書を送付します。

【認定書の発行に関すること】



富士市福祉部 介護保険課（庁舎4階北側）

電話：55-2765

【税のお手続きに関すること】

富士税務署

電話：61-2460